

令和元年

第2回海老名市議会定例会

議案書



議事日程第1号（令和元年第2回海老名市議会定例会第1日）

令和元年6月3日（月）午前9時30分開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 報告第1号  | 専決処分の承認を求めることについて（海老名市市税条例の一部を改正する条例）          |
| 日程第2  | 報告第2号  | 専決処分の承認を求めることについて（海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例） |
| 日程第3  | 報告第3号  | 専決処分の承認を求めることについて（海老名市介護保険条例の一部を改正する条例）        |
| 日程第4  | 報告第4号  | 継続費繰越計算書について（次期総合計画策定支援事業費ほか6件）                |
| 日程第5  | 報告第5号  | 繰越明許費繰越計算書について（民間保育所整備費補助ほか16件）                |
| 日程第6  | 報告第6号  | 公共下水道事業会計予算繰越計算書について（污水管渠整備事業費）                |
| 日程第7  | 議案第45号 | 海老名市市税条例等の一部改正について                             |
| 日程第8  | 議案第46号 | 海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第9  | 議案第47号 | 海老名市都市公園条例の一部改正について                            |
| 日程第10 | 議案第48号 | 海老名市火災予防条例の一部改正について                            |
| 日程第11 | 議案第49号 | 物品の取得について（災害対応特殊はしご付消防自動車（40m級））               |
| 日程第12 | 議案第50号 | 物品の取得について（高規格救急自動車）                            |
| 日程第13 | 議案第51号 | 市道の路線認定について（市道2752号線ほか3路線）                     |
| 日程第14 | 議案第52号 | 令和元年度海老名市一般会計補正予算（第1号）                         |

## 報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月3日提出

海老名市長 内野 優

## 提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市市税条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

## 海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第11条第8項中「第15条第32項第1号イ」を「第15条第33項第1号イ」に改め、同条第9項中「第15条第32項第1号ホ」を「第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「第15条第32項第2号イ」を「第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「第15条第32項第3号ハ」を「第15条第33項第3号ハ」に改める。

附則第12条及び第13条中「第12条第17項」を「第12条第19項」に改める。

附則第15条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、「、当分の間」を削り、同条第2項中「第30条第6項第1号」を「第30条第2項第1号」に改め、同条第3項中「第30条第7項第1号」を「第30条第3項第1号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第4項中「第30条第8項第1号」を「第30条第4項第1号」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例の規定による改正後の海老名市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

海老名市長 内 野 優

## 提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため



専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

## 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第24条中「580,000円」を「610,000円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市介護保険条例の一部を  
改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月3日提出

海老名市長 内野 優

## 提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

## 海老名市介護保険条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「18,432円」を「13,824円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「13,824円」とあるのは、「29,184円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「13,824円」とあるのは、「38,400円」と読み替えるものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の海老名市介護保険条例第3条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



報告第4号

継続費繰越計算書について（次期総合計画策定支援事業費ほか6件）

平成30年度海老名市一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越した  
ので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により  
報告する。

令和元年6月3日提出

海老名市長 内 野 優



平成30年度海老名市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計					国庫支出金	特定財源 地方債	その他
2	総務費	次期総合計画策定 支援事業費	10,000,000	7,000,000	0	7,000,000	6,932,520	67,480	67,480	0	0	0	
2	総務費	第三次環境基本計 画策定事業費	8,200,000	3,400,000	0	3,400,000	2,656,800	743,200	743,200	0	0	0	
3	民生費	第2期子ども・子 育て支援事業計画 策定事業費	7,700,000	4,500,000	0	4,500,000	3,397,680	1,102,320	1,102,320	0	0	0	
4	衛生費	資源化センター整 備事業費	2,009,446,000	908,284,000	1,959,600	910,243,600	741,090,400	169,153,200	169,153,200	0	160,700,000	0	
8	土木費	市道62号線(並 木橋)歩道橋架設 事業費	1,350,000,000	100,000,000	0	100,000,000	22,514,200	77,485,800	77,485,800	0	76,800,000	0	
8	土木費	(仮称)上郷河原 口線整備事業費 (JR相模線・相 模鉄道権限部)	2,999,500,000	835,000,000	226,688,195	1,061,688,195	728,701,514	332,986,681	332,986,681	91,145,681	35,041,000	206,800,000	
8	土木費	都市マスタープラ ン改訂事業費	17,114,000	7,500,000	0	7,500,000	7,495,200	4,800	4,800	0	0	0	
合		計	6,401,960,000	1,865,684,000	228,647,795	2,094,331,795	1,512,788,314	581,543,481	581,543,481	102,202,481	35,041,000	444,300,000	

報告第5号

繰越明許費繰越計算書について（民間保育所整備費補助ほか16件）

平成30年度海老名市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月3日提出

海老名市長 内 野 優

平成30年度海老名市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入特定財源		その他			
						国県支出金	市債				
3	民生費	2	児童福祉費	民間保育所整備費補助	162,949,000	162,949,000	0	144,843,000	0	0	18,106,000
3	民生費	2	児童福祉費	勝瀬保育園西側外堀改修工事	9,256,000	9,256,000	0	0	0	0	9,256,000
4	衛生費	1	保健衛生費	風しん抗体検査委託	45,952,000	45,952,000	0	22,974,000	0	0	22,978,000
6	農林水産業費	1	農業費	鮎中間育成施設整備補助	1,092,000	1,092,000	0	0	0	0	1,092,000
7	商工費	1	商工費	プレミアム付商品券発行委託	11,492,000	11,492,000	0	7,232,000	0	0	4,260,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	特殊地下壕関連道路設計委託	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	市道12号線歩道整備工事	16,000,000	16,000,000	0	6,314,000	0	0	9,686,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	市道12号線踏切構造改良施行委託	123,000,000	123,000,000	0	54,186,000	0	0	68,814,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	市道62号線道路改良工事	33,000,000	22,641,000	0	12,850,000	0	0	9,791,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	市道307号線道路改良工事	42,826,000	42,826,000	0	2,750,000	0	0	40,076,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	市道3号線ほか1路線用地補償	45,963,000	34,131,000	0	0	0	0	34,131,000
8	土木費	4	都市計画費	海老名駅北口駅前広場用地補償	412,116,000	164,855,000	0	152,900,000	11,200,000	700,000	55,000
8	土木費	4	都市計画費	海老名市地域公共交通協議会負担金	250,250,000	248,110,000	0	0	101,200,000	142,000,000	4,910,000
9	消防費	1	消防費	第5分団器具置場建替え工事	33,321,000	33,321,000	0	0	12,400,000	14,300,000	6,621,000
9	消防費	1	消防費	特殊地下壕埋戻し工事等	157,000,000	157,000,000	0	71,026,000	0	0	85,974,000
10	教育費	5	保健体育費	ラグビーワールドカップ普及事業委託	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000
10	教育費	5	保健体育費	海老名運動公園陸上競技場改修工事	305,900,000	261,332,000	0	0	111,700,000	90,000,000	59,632,000
合 計					1,663,117,000	1,346,957,000	0	475,075,000	236,500,000	247,000,000	388,382,000

報告第6号

公共下水道事業会計予算繰越計算書について（污水管渠整備事業費）

平成30年度海老名市公共下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和元年6月3日提出

海老名市長 内 野 優

平成30年度海老名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	400,650,000	273,726,838	62,830,000	45,400,000	17,430,000	64,093,162	-	(1) 公共下水道37分区枝線工事(その1)工法変更による設計の見直しに伴う業者の手配等により不測の日数を要したため (2) 公共下水道37分区路面復旧工事、道路管理者である神奈川県との調整により復旧による圧密沈下期間を確保した上で路面復旧を行う必要が生じたため
	合計		400,650,000	273,726,838	62,830,000	45,400,000	17,430,000	64,093,162	-	

(単位 円)

議案第 4 5 号

海老名市市税条例等の一部改正について

海老名市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うため

## 海老名市市税条例等の一部を改正する条例

(海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第14条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度」を「令和2年度」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度」を「令和3年度」に改め、同条第3項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上の軽自動車」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度」を「令和2年度」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度」を「令和3年度」に改め、同条第4項中「3輪以上」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度」を「令和2年度」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度」を「令和3年度」に改める。

附則第16条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の

次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(以下「特定期間」という。)に行われたときに限り、法第443条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第21条に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第40条の3(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

第2条 海老名市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第15条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第41条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(海老名市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 海老名市市税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成3



3年1月1日」を「令和3年1月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第10条及び第14条の改正規定並びに第3条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定及び次条第3項の規定 令和3年4月1日

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の海老名市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の海老名市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第46号

海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月3日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

災害援護資金の貸付利率、違約金算出の利率等を改めたいため

## 海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（利率）

第14条 災害援護資金の貸付けに係る利子は、無利子とする。

2 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が償還期日に償還すべき金額を償還しなかったときは、償還すべき金額につき、年5パーセントの割合をもって、償還期日の翌日から償還当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該償還期日に償還しないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第2項中「元利均等償還」を「元金均等償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。

議案第 47 号

海老名市都市公園条例の一部改正について

海老名市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名中央公園の管理について、指定管理者制度を導入したいため

## 海老名市都市公園条例の一部を改正する条例

海老名市都市公園条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第26条第1項の承認を受けた場合は、この限りでない。

第2条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第20条に次の1号を加える。

(4) 海老名中央公園

第21条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第2条第1項に掲げる行為に係る利用の承認に関する業務（海老名中央公園に限る。）

第21条の次に次の1条を加える。

(自主事業)

第21条の2 指定管理者は、事前に市長と協議の上、指定管理都市公園内において自主事業を行うことができる。ただし、自主事業が指定管理都市公園の法第6条による占用を伴う場合は、第6条で定める事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

第26条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

海老名中央公園において第2条第1項に掲げる行為に係る利用をしようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、「許可」とあるのは「承認」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第27条中「指定管理者は、」の次に「前条第1項の利用及び」を加え、同条第2

号及び第4号中「有料公園施設等」を「海老名中央公園及び有料公園施設等」に改める。

第28条及び第30条中「有料公園施設等」を「第26条第1項の利用及び有料公園施設等」に改める。

第31条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「利用者は」の次に「、第26条第1項の利用については別表第1に定める額の範囲内において」を加え、「、別表第3」を「別表第3」に、「、1時間」を「1時間」に改める。

第32条を次のように改める。

(市長による運営管理)

第32条 第20条の規定にかかわらず、市長が指定管理者に代わって指定管理都市公園の運営管理を行う必要が生じたときは、第26条から第28条まで、第31条第1項及び第2項並びに別表第3の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「承認」とあるのは「許可」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第27条見出し中「不承認」とあるのは「不許可」と、前条第1項中「有料公園施設の利用については別表第3に定める額の範囲内において、有料公園施設の附属設備の利用については1時間につき5,000円を超えない範囲で規則で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない」とあるのは「有料公園施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を、有料公園施設の附属設備の使用については、1時間につき5,000円を超えない範囲で規則で定める額の使用料を納付しなければならない」と読み替えるものとする。

別表第1中「第9条」の次に「、第31条」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

(準備行為)

- 2 海老名中央公園に係る指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の海老名市都市公園条例第2条第1項又は第3項の規定により海老名中央公園の使用に係る許可を受けている者は、改正後の海老名市都市公園条例第26条第1項の規定による承認を受けたものとみなす。

議案第48号

海老名市火災予防条例の一部改正について

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月3日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

住宅用防災警報機等の設置を免除できる場合の項目を追加したいため



## 海老名市火災予防条例の一部を改正する条例

海老名市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第49号

物品の取得について（災害対応特殊はしご付消防自動車（40m級））

災害対応特殊はしご付消防自動車（40m級）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月3日提出

海老名市長 内野 優

### 記

- 1 契約名 平成31年度災害対応特殊はしご付消防自動車（40m級）購入
- 2 物品名及び数量 災害対応特殊はしご付消防自動車 1台
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 4 契約金額 一金220,536,000円
- 5 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号  
三田ベルジュビル19階  
株式会社モリタ 東京営業部  
部長 山北 忠司

### 提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

平成31年度災害対応特殊はしご付消防自動車（40m級）購入

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和元年5月8日
落札決定日	令和元年5月13日
入札回数	1回
設計金額	224,947,360円（税込み）
予定価格	224,947,360円（税込み）
落札金額	220,536,000円（税込み）
うち消費税相当額	16,336,000円
落札者	東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階 株式会社モリタ 東京営業部 部長 山北 忠司

入札状況 (単位 円)

業者名	所在地	入札金額
株式会社モリタ 東京営業部 部長 山北 忠司	東京都港区 芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階	204,200,000
相日防災株式会社 厚木支店 支店長 青木 勉	神奈川県厚木市 岡田二丁目5番5号	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。

参考資料

災害対応特殊はしご付消防自動車（40m級）

仕様

車 両	災害対応特殊はしご付消防自動車（40m級）（国産車）
エンジン形式	ディーゼルエンジン
総排気量	8,866cc
出 力	279kw（380ps）
乗車定員	5名
全 高	3,650mm
全 長	11,100mm
全 幅	2,500mm
塗 色	朱色

主な装備

- ・電動放水銃（伸縮水路付き）
- ・制振制御装置
- ・基部操作部液晶カラーディスプレイ
- ・メモリーコントロール



## 議案第50号

### 物品の取得について（高規格救急自動車）

高規格救急自動車の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月3日提出

海老名市長 内 野 優

### 記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 契約名     | 高規格救急自動車購入  |
| 2 物品名及び数量 | 高規格救急自動車 1台   |
| 3 契約の方法   | 条件付一般競争入札による契約  |
| 4 契約金額    | 一金19,062,000円   |
| 5 契約の相手方  | 神奈川県横浜市中区本牧十二天2番8号<br>トヨタエルアンドエフ神奈川株式会社<br>代表取締役 金子 稔 |

### 提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

高規格救急自動車購入

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和元年5月8日
落札決定日	令和元年5月13日
入札回数	1回
設計金額	20,350,000円（税込み）
予定価格	20,350,000円（税込み）
落札金額	19,062,000円（税込み）
うち消費税相当額	1,412,000円
落札者	神奈川県横浜市中区本牧十二天2番8号 トヨタエルアンドエフ神奈川株式会社 代表取締役 金子 稔

入札状況

(単位 円)

業者名	所在地	入札金額
トヨタエルアンドエフ神奈川株式会社 代表取締役 金子 稔	神奈川県横浜市中区 本牧十二天2番8号	17,650,000
相日防災株式会社 厚木支店 支店長 青木 勉	神奈川県厚木市 岡田二丁目5番5号	辞退
神奈川日産自動車株式会社 法人営業部 部長 實方 忠雄	神奈川県横浜市磯子区 坂下町1番1号	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。

## 高規格救急自動車

### 仕様

車 両	高規格救急自動車（国産車）
エンジン形式	ガソリンエンジン
総排気量	2, 6 9 3 c c
出 力	1 1 1 k w ( 1 5 1 p s )
乗車定員	7名
全 高	2, 4 9 0 m m
全 長	5, 6 0 0 m m
全 幅	1, 8 9 5 m m
塗 色	白色





議案第 5 1 号

市道の路線認定について（市道 2 7 5 2 号線ほか 3 路線）

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

令和元年 6 月 3 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

開発行為の帰属及び（仮称）上郷河原口線関連道路整備事業に伴う路線の認定のため

## 市道の路線認定

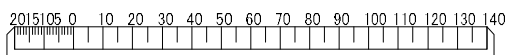
図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	2 7 5 2	上今泉三丁目1306番1地先 }	4.50 }	46.05
		上今泉三丁目1306番13地先 }	10.47 }	
	2 7 5 3	上今泉三丁目1306番20地先 }	4.50 }	40.44
		上今泉三丁目1312番1地先 }	10.48 }	
2	2 7 5 4	上郷字大田切458番地先 }	9.50 }	160.00
		上郷字大田切473番1地先 }	9.50 }	
3	2 7 5 5	大谷南三丁目4847番2地先 }	4.50 }	40.85
		大谷南三丁目4847番21地先 }	15.51 }	

# 案内図

図No.1



縮尺 1 : 2500

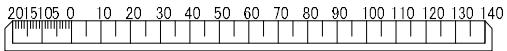


# 案内図

図No.2



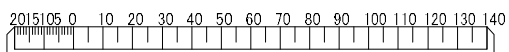
縮尺 1 : 2500



# 案内図



縮尺 1 : 2500





令和元年度海老名市一般会計補正予算（別冊）

議案第 5 2 号 令和元年度海老名市一般会計補正予算（第 1 号）





令和元年第2回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期19日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
6月3日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、 委員会付託	午前9時30分
6月12日	水	委員会	総務常任委員会	午前9時
6月13日	木	委員会	文教社会常任委員会	同
6月14日	金	委員会	経済建設常任委員会	同
6月18日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
6月19日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
6月21日	金	本会議	委員会報告、議案審議、 閉会	午前9時30分